

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人札幌大学
②設置大学名称	札幌大学
③担当部署	総務部 総務人事課
④問合せ先	0 1 1 - 8 5 2 - 1 1 8 1
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 2 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 1 5 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/organization.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学の建学の精神は、「生气あふれる開拓者精神」であり、教育目標は「生气あふれる人間」、「知性豊かな人間」、「信頼される人間」の育成である。 本学設置の趣旨は、「学校法人札幌大学寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人間を育成して地域の発展に貢献することを目的とする」とし、「札幌大学学則」及び「札幌大学大学院学則」の中で次のとおり明文化している。 札幌大学学則（第 1 条） 「札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び建学の精神に基づき、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。」 札幌大学大学院学則（第 1 条） 「札幌大学大学院は、札幌大学学則第 3 条の規程に基づき、学問の自由を基礎に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、教育研究成果を広く社会に提供することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」 平成 25(2013)年 4 月には、大きく変化する大学を取り巻く環境に対応するべく、札幌大学では、それまでの 5 学部制を廃止し、13 専攻を有する 1 学群（学部）1 学域（学科）「地域共創学群人間社会学域」を開設した。その後数度の専攻再編を経て、令和 6(2024)年 4 月から、1 学群 8 専攻の編制としている。地域共創とは、「地域において他者と共に新しい価値を生み出す」ことである。その理念は、札幌大学の人材育成の目的として「札幌大学学則」第 9 条において次のとおり明文化している。 ① 急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって、総合的に対処できる人材を育成すること。 ② 地域において他者と共に新たな価値を創造する力、すなわち「地域共創力」を身に付けた人材を育成すること。

	③ 経済学、経営学、法学、外国語学、文化学などに関する専門知識を駆使して、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成すること。 また、札幌大学大学院の人材育成の目的は「札幌大学大学院学則」第 6 条において次のとおり明文化している。 「人類の共存」、「人類と自然の共生」という今日的課題に応えるべく、「共生と調和」を教育理念とする。この教育理念を実現させるため、斬新な創造力、比較文化的視野に立った批判力、トータルの表現力という 3 つの能力を備えた人材を養成すること。 学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2025_kifukoui.pdf 札幌大学学則・札幌大学大学院学則 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/rules.html
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学は、建学の精神及び教育目標を達成するため、令和 5(2023)年度にディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)の改訂を行い、その一貫性を確保したカリキュラム運用を令和 6(2024)年度から開始した。 また、建学の精神及び教育目標を達成するための素地を持つ入学者の獲得に向け、アドミッション・ポリシー(AP)を令和 6(2024)年度に改訂し、建学の精神及び教育目標に基づく 3 つのポリシーを運用している。 単位認定及び卒業判定は、DP を踏まえて、「札幌大学学則」(第 24 条、第 25 条及び第 26 条)及び「札幌大学大学院学則」(第 12 条、第 13 条)並びに「札幌大学学位規程」に基づいて適正に行うとともに、カリキュラムも CP に基づき体系化している。 加えて、AP に沿って入学者選抜を公正に行うため、学力の 3 要素を多角的に評価ができるよう、選抜制度毎の評価の比重を定めて入学者選抜を実施している。 本学では、これら 3 つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進するため、大学全体(機関)レベル、専攻(教育課程、学位プログラム)レベル、授業科目レベルそれぞれにおいて、学生の学修成果・教育成果にかかる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標として、令和 5(2023)年度から「アセスメント・プラン」による検証を行うとともに、毎年度の施策・事業について、事業の計画段階である年度の期首から推進管理及び点検、評価、計画の見直しを行う「新・中期計画 PDCA 会議(PDCA

	会議)」での議論を踏まえた自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。 1. 札幌大学 学位授与の方針(DP) 建学の精神「生气あふれる開拓者精神」のもと、「地域共創」の理念を体現し、教育目標に謳われる「生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」に成長し、以下に掲げる資質を身に付け、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。 DP1：専門分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：必要な情報を収集し、客観的に正しく評価できる。 DP4：修得した知識や技能をもとに、よりよい解決策を見出すことができる。 DP5：未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。 DP6：他者を尊重し、多様な価値を認めることができる。 2. 札幌大学 教育課程編成・実施の方針(CP) 学位授与の方針を踏まえ、自由な学びを通じて主体性を育み、総合的な教養を涵養するために、以下の方針に基づき教育課程を編成します。なお、単位認定にあたっては成績評価基準に基づく厳格な評価を行います。 CP1：全学共通の基盤教育科目と全学に開放された専門科目を配置し、多様な学びを提供します。 CP2：基盤教育科目では、豊かな教養とグローバル社会に対応できる語学力、社会人としての基礎知識を身に付けるための科目を配置します。 CP3：専門科目では、主専攻の深い専門性を担保する科目を配置すると共に、副専攻をも視野に入れた専攻の枠にとられない科目群を提供します。 CP4：地域を共に創造する「地域共創」の理念を、自ら考え行動し体験知として身に付けるため、アクティブ・ラーニングを重視します。 3. 札幌大学 入学者受入れの方針(AP) 札幌大学では、豊かな教養と確かな実践力を備え、他者と協力し、未来を切り拓き、地域や世界へはばたこうとする意欲的で多様な価値観をもつ学生を求めています。 そのため、以下のような資質・能力・意欲を持った人物を入学者
--	--

として受け入れています。

入学者に求める学力の3要素	
学力の3要素	入学者に求める力
知識・技能	AP1：高等学校等で履修した教科科目について、基礎的な学力を持ち、得意な教科科目を有している。 AP2：検定試験等を受験し、資格等を有している。 AP3：日本語で正確に「読む」、「書く」、「話す」ことができる。 AP4：社会的関心を有している。 AP5：特技を有している。
思考力・判断力・表現力	AP6：課題を自ら発見し、その解決に向けて取り組むことができる。 AP7：目標を自ら設定し、達成に向けて努力することができる。 AP8：成果等を表現するために自分の考えをまとめ、相手に伝えることができる。 AP9：他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる。
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性等)	AP10：主体的、積極的に物事に取り組むことができる。 AP11：明確な将来像を有している。 AP12：主体的に、正課外活動に参加した。 AP13：様々な活動を通じ、他者と協働した。 AP14：地域や国内外で活動した。

4. 札幌大学大学院 学位授与の方針(DP)

地域・文化学への深い理解と行動力を有し、行政機関や教育界をはじめ幅広く社会で活躍できる専門性を身に付け、次の条件を全て満たした者に学位を授与する。

- 修士課程に2年以上在籍し、所定の授業科目の中から、32単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受けること。
- 修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

5. 札幌大学大学院 教育課程編成・実施の方針(CP)

学位授与方針を踏まえ、地域・文化学の各分野について各々の関心事を継続的かつ横断的により深く探求するため、以下の点に配慮

	して教育課程を編成する。なお、単位認定にあたっては成績評価基準に基づき厳格な評価を行う。 ○高度な専門性を身につけ、博士課程進学、将来の研究者、学校教育職員、学芸員、文化行政・サービス関連の企画担当職などの専門職業への道を拓く。 ○地域・文化学の各分野を横断的に幅広く学び、国際的な社会文化活動や地域振興の推進に寄与貢献できる。 ○在職しながらの修学が可能となるようきめ細やかな教育内容を編成し、個々の大学院生の特性と事情に即した履修形態を可能にする。 6. 札幌大学大学院 入学者受入れの方針(AP) 本研究科は、地域・文化学への深い理解と行動力を身につけ、行政機関や教育界、産業界をはじめ、幅広く社会で活躍できる専門性を身につけた職業人の育成をめざし、以下のような大学卒業生、社会人、外国人留学生等を積極的に受け入れています。 ○地域・文化学の各分野における専門性を深め、研究者や職業人を目指す人 ○地域・文化学の各分野について横断的に幅広く学び、国際的な社会文化活動や地域振興の推進に寄与することを望む人 ○高度な専門性を身に付け、活動や事業に活かしたいと考える在職中の以下のような人 ・学校教育及び社会教育に関わる教職員 ・国際的な活動領域をもつ地域・文化学の専門家 ・NGO、NPOなどの公益的な地域・文化学の指導者 ・地域・文化学の分野で活動しているアーティスト ・地域・文化学における深い教養を志向する人 3つのポリシー（札幌大学） https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/policy.html 3つのポリシー（札幌大学大学院） https://grad.sapporo-u.ac.jp/course/culture.html 自己点検・評価報告書 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/evaluation.html
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「札幌大学学則」において学長の職務を学校の教育及び研究を統括すること、教育研究等の校務を司ること、職員を統督することを規定し、教学の最高責任者として、的確な意思決定と業務遂行に

	あたっている。また学長を補佐する職として、「札幌大学学則」において副学長を置くことができる旨規定し、現在 4 人の副学長を置くとともに学長が示す方針に沿って政策の企画立案を補佐する体制として、学長直轄の「学長政策室」を組織し、構成員として 3 人の「学長特別補佐」を登用している。また「学長政策室」には事務職員も配置し、教職協働で学長を補佐する体制としている。 教育研究の基本方針等の教学運営に関わる事項について学長が決定を行うにあたり「教育研究協議会」において、学生の入学、卒業及び課程の修了や学位の授与などについて、意見具申を行っている。 「学系会議」は、各学系に所属する本学を本務とする教員で構成しており、学系における教育研究に関する事項の他、学系に関わる専攻に関すること、学系に関わる専攻の教育課程に関すること、学系の教員組織に関すること、その他学系の組織及び運営に関することを審議事項としている。 また、「札幌大学学則」において、学長は本学の目的を達成するために委員会を置くことができると定めており、基幹委員会として「札幌大学教務委員会」、「札幌大学学生・入試委員会」、「札幌大学就職委員会」の 3 委員会、専門委員会として「札幌大学国際交流委員会」、「札幌大学学術委員会」、「札幌大学 FD・SD 委員会」の 3 委員会、特別委員会として「札幌大学教職委員会」、「札幌大学新学修システム委員会」、「札幌大学地域連携センター運営委員会」、「札幌大学教学 IR 委員会」、「札幌大学アクセシビリティ支援委員会」、「札幌大学スポーツセンター運営委員会」の 6 委員会、計 12 の委員会を設置し、学長に意見具申する体制を整備している。 札幌大学学則 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/rules.html
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	実施項目 1-1③に記載のとおり、学長が教育研究活動を統括し校務をつかさどるために必要となる教職員の組織体制を整備している。また学長が設置する委員会は、「札幌大学委員会に関する規程」において、教員と事務職員が構成員となることが定められており、令和 7(2025)年 4 月から全ての委員会に事務職員が加わり、教職協働による教学運営となっている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「札幌大学 FD・SD 委員会（FD・SD 委員会）」が中心となって、実施方針や年度ごとの活動計画を定め、授業内容・方法の改善に向けて組織的な FD(Faculty Development)活動を実施している。 令和 7(2025)年度から、事務職員も「FD・SD 委員会」の構成員

	となり、教職協働体制が構築された。「FD・SD 委員会」では、学生を対象とする「授業改善アンケート」の他、教職員を対象とする学内での FD に関する研修や講演会を実施・運営している。また、学外機関主催の研修会へ教職員を派遣している。 加えて各「学系 FD ミーティング」においても FD に関わる協議や情報の共有を行っており、実施した FD 活動については、「FD・SD 委員会」に報告している。 さまざまな観点の FD 研修を組織的・計画的に実施し、アンケートによる実効性の検証や欠席者へのフォローにも積極的に取り組んでいる。また、研修の振り返りを行い、以降の研修の運営に生かしている。
--	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	平成 31(2019)年 3 月に「札大みらいフロンティア・プラン（中長期構想）」を策定した。その後、コロナ禍の影響や新校舎建設など大学内外の環境変化等を踏まえた改訂を必要に応じて行ってきた。 少子化の想定以上の進行や AI の急速な進化と普及など、大学を取り巻く急速な環境変化に的確に対応し、「選ばれ続ける札幌大学」に向けて積極的に取り組むため、「中長期構想」について必要な修正を加えると共に、「中長期構想」の改訂時期を 1 年前倒しし、重点的に取り組むべき目標を再構築した「札大みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」を令和 5(2023)年 5 月に策定した。 「新・中期計画」には、本学の使命・目的である建学の精神、教育目標（ミッション、ビジョン）を反映すると共に、これらを柱とし、昨今の社会情勢の大きな変化、国の高等教育施策の指針等を踏まえ、本学の強みを活かした重点テーマを掲げ、その実現に向けた次の<9 つの「行動計画」>を推進することとしている。 ①「教育改革」②「横断型プログラムの拡充」 ③「地域連携の推進」④「大学間連携の深化」⑤「実社会との関わり、就職サポートの強化」⑥「多様な国際交流の推進」 ⑦「課外活動の価値の向上」⑧「満足度向上に向けた総合的な学生支援」⑨「キャンパス整備の総仕上げ」 さらに、令和 6(2024)年度、文部科学省の補助事業である「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に教育プログラムの構造転換を通じて、本学の学群制の強みを一層強化しようとする「札幌大学魅力化構想」を申請し採択されたことを受け、令和 7(2025)年 6 月に、この構想の内容を織り込

	んで「新・中期計画」の改訂を行った。 中期計画の策定や改訂に当たっては、各種事業の評価・見直しと新たな施策等の検討を年度期中から弾力的かつ機動的に行えるよう、学長、副学長及び、理事長、専務理事、常務理事、事務局長、部長を構成員として、教学・法人双方の観点から評価・検証を行う「新・中期計画 PDCA 会議（PDCA 会議）」を設置し、そこでの議論を踏まえた案を作成し、多様なステークホルダーで構成される評議員会の諮問を経て、理事会で審議のうえで決定している。 札大みらいフロンティア・プラン「新・中期計画」 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/organization.html
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	法人及び大学の使命・目的の達成への継続的努力として、各種事業の評価・見直しと新たな施策等の検討を年度期中から弾力的かつ機動的に行えるよう、「PDCA 会議」を設置し、「新・中期計画」で掲げる<9 つの「行動計画」>のそれぞれについて、評価・検証を行っている。 「PDCA 会議」は、学長、副学長及び、理事長、専務理事、常務理事、事務局長、部長を構成員として、教学・法人双方の観点から評価・検証を行う体制としている。こうした評価・検証を通じ、本学の教育・研究等の各種取り組みが学生や社会が求めるニーズに合致しているかを確認し、新たな施策や行動計画に反映している。 理事会の決定により改訂された「新・中期計画」や年間の事業計画、財務状況等については、事業報告書などを通じて大学ウェブサイト等で公表し、透明性ある法人運営・大学運営に努めている。 札大みらいフロンティア・プラン「新・中期計画」 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/organization.html

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、建学の精神「生氣あふれる開拓者精神」のもと教育目標を明確に定め、これを実現するために3つのポリシーを策定し、人材育成に努めている。 また、幅広い世代を対象として、テーマや開催形態が多様かつ地域の特徴を活かした公開講座を開設している。 札幌大学公開講座 https://www.sapporo-u.ac.jp/society/su-lecture/

実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	令和 4(2022)年 6 月、自治体や高校、企業等との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進する「核」として、「地域連携センター(RCC: Regional Cooperation Center)」を開設した。 本センターでは、大学と地域社会を繋ぐ開かれた窓口として、協働事業の推進や学外団体との関係構築、プログラムの共同立案、地域連携に係る情報収集などを行っている。 人口減少・少子高齢化が急速に進行する地域が抱える課題は益々、深刻さを増している。こうした課題の解決に向けて、教育及び研究を通じて主体的に取り組み、地域社会を支える次世代の担い手を育成することは、「地域共創」を理念に掲げる大本学に課せられた極めて重要な責務である。 本学は、この責務を果たすべく、多くの自治体や企業、教育機関等と連携し、学生が地域課題に正面から向き合い、その解決に主体的に取り組む機会を提供している。 これらの実践的な活動は、学生にとって教室内の学びを深化・統合する「生きた学び」となり、課題解決能力や主体性、協働性といった資質・能力の滋養につながっている。 課題の発見や機会の創出にあたっては、大学が独善的にならないよう、自治体や地域住民、地域連携コーディネーターからの助言を得ながら取り組んでいる。 社会・地域連携 https://www.sapporo-u.ac.jp/society/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	ハード面では、スロープや多目的トイレなど校舎内のバリアフリー化に取り組んでいる他、車いす使用学生が受講する講義についてはバリアフリー対応教室への変更や電動車いす昇降機の活用等により履修機会の確保に努めている。さらに令和 2(2020)年度に建設した新校舎「SUcole」においては、黒色ピクトサインの採用や全室個室の男性トイレを整備し、ジェンダーレスにも取り組んでいる。 ソフト面では、特別な教育的ニーズを有する学生への対応として、差別の禁止や合理的配慮を「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」において定め、相談窓口や支援体制を整備している。 また、本学ではアイヌの歴史・文化を理解し、多文化共生の精神を養うことを目的とした学生を受け入れていることもあり、アイヌ

	民族へのマイクロアグレッション（日常的な言動の中に潜む無意識の偏見や差別的なメッセージ）をテーマにした SD(Staff Development)研修を行うなど、教職員の問題理解と意識向上を図っている。 令和 4(2022)年には「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、本学で働く全ての教職員が、生き生きとしてそれぞれの能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境作りを進めている。 このように多様性を受容する継続的な努力をハード、ソフトの両面から行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 6 月の定時評議員会終結の時点で、役員 11 名のうち 1 名、評議員 11 名のうち 4 名が女性となっている。 また、教員組織では学長以下の役職者 26 名のうち 8 名が、事務局組織では事務局長以下の役職者 28 名のうち 5 名が女性となっており、一定の配慮がなされている。(兼職含む)

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、理事の責務を定めており、理事の選任に当たっては、令和 7 年 5 月に理事会で決定した「学校法人札幌大学 理事の人材登用の方針」に基づき、全ての理事と全ての評議員で構成される「理事・評議員選任機関」において選任することや、選任に当たっては私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないことを明記している。 寄附行為において、理事長の選任は、理事会の決議による旨定めており、選任過程の透明性を確保しているとともに、令和 7 年 5 月に理事会において決定した「学校法人札幌大学のあるべき理事長像」に基づき、理事長を選任している。 学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2023_kifukoui.pdf
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会の招集や議決事項、理事の責務などを規定している。 また、学校法人札幌大学理事会会議規則を制定し、運営等について規定し、透明性を確保している。 寄附行為において、理事会及び評議員会の協議に関する規定などを定めており、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。

	学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2023_kifukoui.pdf
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	私立学校法の改正や国の高等教育政策などについて、必要に応じ理事会において報告し、情報提供に努めている。 また、文部科学省や関係団体が主催する各種研修会へ積極的に参加できるように情報提供を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については寄附行為において、 (1) 評議員会の決議によって選任すること (2) 選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任すること (3) 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならないこと (4) 理事が監事選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事全員の同意が必要であること (5) 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができること (6) 常勤監事の選解任には、監事の合意が必要であることと定めている。 また、会計監査人の選解任についても寄附行為において、 (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって選任すること (2) 理事が評議員会に提案する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事全員の合意によって、監事が決定することと定めており、監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性について確保している。 学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2023_kifukoui.pdf
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人札幌大学監事監査規則において、法人が設置する内部監査室との連携について、「監事は、法人の業務及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに当たり、法人における内部監査を行う内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、法人の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。」と定めているとともに、会計監査人との連携について、「監事は、法人の財産の状況を監査するに当たり、会

	計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。監事は、効率的な法人の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。」と定め、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を整備している。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事長及び業務執行理事が理事会から委任された事項に関し、審議決定する常勤理事会に、監事が出席できるようにするとともに、事務局の業務内容について、常に稟議書を確認出来る仕組みを構築している。 また、文部科学省や関係団体が主催する各種研修会へ積極的に参加できるように情報提供を行っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、法人に、10 名以上 11 名以内の評議員を置くこと、構成についても、 (1) この法人の職員のうちから選任した者 1 名以上 2 名以内 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 2 名以上 3 名以内 (3) 学識経験者のうちから選任した者 6 名以上 8 名以内 と定め、多様なステークホルダーが選任されるようにしている。 また、評議員の選任は、全ての理事と全ての評議員で構成される「理事・評議員選任機関」において選任することや、選任に当たっては私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないことも明記している。 更には、学校法人札幌大学理事及び評議員の選解任に関する規則において、 (1) 選任機関は、法令及び寄附行為に規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、評議員を選任すること (2) 評議員の選任にあたっては、当該決定を行う選任機関に出席した構成員のうち理事が出席構成員の過半数を超えてはならないことも定めている。 学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2023_kifukoui.pdf
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性	寄附行為において、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務な

の確保及び理事会との協働体制の確立	どを規定している。また、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集し、全理事が、当該評議員会に出席し、決議が異なる事項に関し改めて必要な説明を行い、評議員会は、当該の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならないと定めている。 また、学校法人札幌大学評議員会会議規則を制定し、運営等について規定している。 学校法人札幌大学寄附行為 https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2023_kifukoui.pdf
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	私立学校法の改正や国の高等教育政策などについて、必要に応じ評議員会において報告し、情報提供に努めている。 また、文部科学省が主催する各種研修会へ積極的に参加できるように情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを整備し、大規模災害や感染症、不祥事等に係る危機管理体制を構築し、学生等の安全安心対策や減災・防災対策、更にはハラスメント防止対策や情報セキュリティ対策などのリスク防止対策に取り組んでいるとともに、業務継続計画を策定し、災害からの早期復旧に関する体制の整備を行うとともに、イントラネットを活用して学内に広く周知している。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組んでいるとともに、イントラネットを活用して学内に広く周知している。また、内部通報に関する規程を改正し、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為に関する教職員等からの通報・相談を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令により義務付けられている情報の公表は大学ウェブサイト等により適切に行っている他、法人や大学が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、「学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程」を策定し、適切に情報公開を行っている。 公表にあたっては、「教学マネジメント指針」を参考に卒業・修了者数、学位授与率、進路決定状況などの情報についても公表している。 情報公開は大学ウェブサイトでの公表に加え、事務所に備え置き、請求があれば法令や規程等の定めに基づき、閲覧に供することが可能な体制を整備している。また、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。 情報公開 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/disclosure.html
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	教育・研究、経営に係る情報は、随時、大学ホームページをはじめ、オープンキャンパスや高校訪問等の募集渉外活動、保護者懇談会や校友会（本学 OB 会）等、ステークホルダーと直接接する機会において公表・説明に努めている。情報公開にあたっては、分かりやすい表現を用いて、必要に応じ用語説明を付すなど、法人及び大学に関わる幅広いステークホルダーに理解していただけるよう工夫している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明